

これまでにいただいたご質問と市の考え方について

1. 住民負担に関すること

質問・意見	市の考え方
『住民負担の必要性』 ① 雨水対策では住民負担がないのに、液状化対策に住民負担が必要な理由は何か？ 対象範囲が一部に限定されているから公平性の観点が必要ということなのか？	➤ 市内には液状化しやすいエリアが広範囲にわたって存在しており、今回の地震では液状化が発生しなかったエリアでも、将来液状化する可能性は同様にあり、個人の財産である宅地の液状化対策は個人で実施いただくのが原則です。 ➤ 個人の財産である宅地の液状化対策は個人で実施いただくのが原則ですが、能登半島地震で被害の大きかった限定されたエリアの中で、道路を活用して液状化対策を実施することで宅地にも効果を一体的に及ぼすことが可能な事業であり、一般的な事業とは異なります。 ➤ 広く市域を見渡した時に公平な市民サービスの提供という観点から、相応のご負担をお願いすることとしています。
『住民負担の対象者』 ② 土地の利用者も利益を享受するが、負担金の対象とはならないのか？ 賃貸で住んでいるアパートの住民などは支払わなくてよいのか？	➤ 土地の液状化を防止することが目的であり、土地所有者からご負担いただきます。 ➤ 土地の利用者の受益の観点については、土地所有者と利用者との間で調整されるべきものと考えています。
『負担金の単価変更の可能性』 ③ 物価上昇等や実際の維持管理費の増減に応じて負担金額が変わることはあるのか？ 今ある施設を有効活用することで実際の工事費を下げる、地下水を有効活用するなどすれば、負担金額をもっと減額できるのではないのか？	➤ 住民負担がある場合、負担額がいくらになるかわからないと事業実施の判断ができないとの意見を多くいただいたことから、モデル地区を机上で設定し算出した単価をすべての街区に適用することとしました。 ➤ 負担金は維持管理費の一部をご負担いただく形となりますが、実際にかかった維持管理費が高くても低くても、実績に応じて変更することはありません。
『負担金の返金』 ④ 負担金を支払った土地を売却した場合、負担金は返金されるのか？	➤ 負担金を市から返金することではなく、必要に応じて売主・買主が協議して決定されるものと考えています。
『住民負担の対象となる土地』 ⑤ 液状化被害がなかった住宅は負担を求めないなど、同意してもらいやすい工夫を考える必要があるのでは？	➤ 被災の有無とは関係なく、その土地の将来における液状化リスクを低減できることから、受益が生ずる部分のご負担は必要だと考えています。
『住民負担の対象となる土地』 ⑥ 更地にしてすでに転居している方の土地や農地なども費用負担の対象となるのか？	➤ 道路や水路など以外で、宅地として利用が可能な土地であれば、費用負担の対象となります。
『負担軽減策』 ⑦ 減免制度がゼロか 100%の二択になり中間層への配慮がなく極めて不平等ではないか？	➤ 減免制度は、事業に同意したくても経済的な理由で負担金が支払えない方を救済するためのものであり、基本的にはすべての方から同じ単価でご負担をいただく必要があるものと考えています。
『負担軽減策』 ⑧ 負担金の減免対象となった翌年に収入が増えた場合はその時点で請求されるのか？ 分割支払いの途中で収入がなくなったら減免の対象となるのか？	➤ 支払方法は、一括から最大 8 年間の分割払いまで選択できますが、負担金の金額を確定し通知したタイミング(供用開始後)における支払能力に応じて減免の適用が判断されます。 ➤ その後の収入の増減により負担金の減免適用内容が変わることはありません。
『負担金の支払い』 ⑨ 支払の開始はいつになり、どの時点をもって減免の判断をするのか？	➤ 負担金は、液状化対策工事が完了し、供用を開始したタイミングにお支払いいただくことで検討を進めており、その時の負担能力（前年の収入等）に応じて減免の対象となるかを判断することになる見込みです。
『負担金の支払い』 ⑩ 相続や売買で所有者が変わった場合、負担金の取り扱いはどうなるのか？	➤ 負担金は、同意取得の時点で市と土地所有者との間で契約を結ぶ形となり、土地所有者が変わった場合の取り扱いについてもその中で決めることとなります。

『負担金の支払い』 ⑪ 分割年数の 8 年の根拠は？もう少し長い年数も選択できないか？	➤ 一般的な広さの住宅を 50 坪と想定したとき、8 年 32 回分割であれば、1 回あたり約 8,200 円となり支払いやすい金額になることを踏まえて設定しました。
『負担金の支払い』 ⑫ 分割とした場合の担保や滞納した場合のペナルティは考えているのか？	➤ 分割払いの際に担保は必要ありませんが、滞納した場合については、市が管理している他の債権と同様に対応していくことになります。
『負担金の支払い』 ⑬ 施設の耐用年数を 30 年と想定しているが、30 年後にも負担を求められることになるのか？	➤ 可能な限り施設を使用していきますが、施設の更新は難しいと考えており、耐用年数期間中に個人による宅地の液状化対策を推奨していきます。
『液状化対策事業の財源』 ⑭ 新潟市に国の財源による復興基金がないのはなぜか？国にどのような働きかけを行ってきたのか？もっと陳情していくべきではないか？	➤ 発災直後より国に様々な要望をしていく中で、復興基金設置の働きかけも積極的に行ってききましたが、石川県のみに基金の設立が認められ、新潟県は復興基金の設置対象とならないという判断がされました。 ➤ 引き続き、国に対して支援要請は行いつつ、現行の国の補助制度を活用しながら事業に取り組んでいきます。

2. 意向確認・同意確認に関すること

質問・意見	市の考え方
『意向確認・同意確認の進め方』 ① 意向確認と同意確認は今後、どのようなスケジュールで行うのか？	➤ まずは自治会単位など、これまでよりも狭い範囲で説明を行い、事業を実施するかどうかの判断ができる状況になったら、意向確認のアンケート調査を進めていきたいと考えています。 ➤ その後の概略設計などには約1年を要する見込みで、同意確認は最速でも令和9年を想定しています。
『意向確認・同意確認の進め方』 ② 個人の意思が周囲に特定されない仕組みを作る必要があるのではないか？	➤ 意向確認や同意確認は市が土地所有者との間で直接行います。 ➤ 意向確認の結果や同意取得の状況については、個人が特定されない範囲内で告示することになります。
『意向確認・同意確認の進め方』 ③ 同意をいただけていない所有者を説得するために、地域に対して理由や所有者を公開してもらえるのか？	➤ 地域に対して特定の個人の同意状況がわかる形での情報開示はせず、個人が特定されない範囲で、どのような理由で事業実施を見送っているのか、という情報を提供することを検討しています。 ➤ 制度の周知をはじめ、不安や懸念などの払しょくなど、市としても可能な範囲で説明を行っていきませんが、土地所有者の方によってそれぞれ事情や考え方も異なることから、最終的な土地所有者の判断が尊重されるべきものだと考えています。
『意向確認の進め方』 ④ 意向確認の結果はどのように発表するのか？合意に至らなかった地域での分断を懸念している。	➤ 意向確認では、街区単位の液状化対策事業について、「実施したい」「検討中」「実施しなくてよい」の3つの意思表示をいただき、その結果を個人が特定されない範囲内で告示することになります。
『意向確認の進め方』 ⑤ 人の入れ替わりや土地の売買などによって、時間経過とともに地域の意向も変わる可能性がある中で、一度意向確認で「実施しなくてよい」となった地域でも再度意向確認を行うことはできるのか？	➤ 地域内での機運の醸成などが進み、意向確認を実施したときと状況が変わっていれば、地域から申出をいただき、再度意向調査のアンケートを行うことは可能です。
『意向確認の進め方』 ⑥ 空き地の土地所有者などで連絡がとれず、意向確認ができない場合はどうするのか？	➤ 意向確認や同意確認は、市が土地所有者あてに文書を発送する等で意向を確認していきます。
『意向確認の進め方』 ⑦ 「明確な反対」とは具体的にはどんなものなのか？	➤ 事業自体を実施してほしくない、現状の条件である負担金を払いたくない、などを想定しています。 ➤ 相続手続中の土地で所有者が決まっていない場合や、まだ現状では判断できないので今後の状況を見てから決めたいなど、時間の経過により解決する可能性があるものは、明確な反対として取り扱わない予定です。
『同意確認の進め方』 ⑧ 同意取得は誰がどのように行うのか？	➤ 市が土地所有者の方から同意書を提出いただく形で進めることになります。必要があれば個別にご説明に伺うことも考えています。
『同意確認の進め方』 ⑨ 同意取得の〆切はいつごろになるか？	➤ 同意取得の〆切はまだ決まっていますが、熊本では発災から工事完了までに10年が経過しており、同様の期間で考えていくことになると思います。
『同意確認の進め方』 ⑩ 実証実験を先に行い、効果やリスクを示すのが先ではないか。	➤ 現在、意向確認と並行して実証実験が進められるよう準備を進めています。 ➤ 同意確認の際には、実証実験の結果を示したうえでご判断をいただく形となります。
『100%同意の必要性』 ⑪ 100%同意は絶対なのか？面積が広い更地や駐車場など、通常の住宅の敷地とは異なる土地の所有者からの同意取得はハードルが高いと思われるが、例外を設けることは考えないのか？	➤ その土地の液状化リスクが低減されることから、すべての土地所有者から一定の負担をいただく以上、同意は必要だと考えています。
『100%同意の判断』 ⑫ 仮に10戸のうち2戸が同意しない場合であっても、その2戸分の負担金を地域全体で負担すれば100%同意となるのか？	➤ それにより同意がいただけるようであれば100%同意となりますが、事業実施自体に同意できないようであれば、100%同意とはならないことが考えられます。

3. 工事に関すること

質問・要望	市の考え方
『地下水位低下工法の効果』 ① 地下水を3mに下げようにも、矢板の下から地下水が潜ってきたら効果がないのでは？	➤ 地下水は地下から湧き出て来るのではなく、高所から流れ込んでくると想定しており、矢板を深くまで入れることで、横から流れ込んでくる地下水を遮断し、地下水を抜くことで地下水位を下げていくことを想定しています。
『地下水位低下工法の効果』 ② 地下水を抜いただけで本当に液状化抑制の効果があるのか疑問。	➤ 地下水位低下工法は、東日本大震災以降、胆振東部地震や熊本地震で施工実績がありますが、その後に施工エリアで大きな地震が発生していないことから、事業効果の検証はこれからとなります。 ➤ 地盤工学の有識者からは、地下水を地表面から3m以下にすることで、液状化現象を抑制できると助言いただいております、今後実証実験で効果を確認しながら進めていくこととなります。
『地下水位低下工法の効果』 ③ 多くの街区に分かれるが、合意の有無によりまばらな施工になったときに効果があるのか？	➤ 最大限の効果が発揮できるように施工していきます。
『地下水位低下工法の効果』 ④ 線路が山の上にあり、家が山の下に線路に沿うように建っているが、そのような場所で地下水位低下工法をしても大丈夫なのか。一緒に山の上の線路まで沈下しないか。	➤ 理論上は地下水位低下工法による効果が期待できると考えていますが、今後実証実験等を行う中で有効性や課題を確認していくこととなります。
『地下水位低下工法の効果』 ⑤ 今建っている所に一軒だけ液状化対策をしても、同じような地震が起きたら、山の土砂に押されて再液状化すると専門家に言われた。そのような土地に住んでいる人はどのように救ってもらえるのか。	➤ 斜面地では、個人による液状化対策を1軒だけ行っても、再度側方流動が発生する可能性はあると考えられることから、可能な限り面的な対策を行っていくことが効果的であると考えています。
『対策検討範囲の設定』 ⑥ 液状化対策検討範囲の設定にあたって今回対象外としたエリアと対象エリアとの違いは？ 対象外のエリアでは液状化対策はしなくてもよいのか？	➤ 全ての地区を対象に市が液状化対策を実施するのは困難であり、今回の能登半島地震において、液状化による家屋被害が大きく、かつ集中していた3地区に限定して事業を実施することとしたものです。
『街区の考え方』 ⑦ 街区はどのように決めるのか？10戸以上の家屋とあるが、店舗やアパートは含まれるのか？	➤ 3,000㎡以上の一団の土地で家屋が10戸以上あることが要件となり、そのエリアを公道で囲んだエリアが街区となります。 ➤ 10戸以上の家屋については、店舗を含むほか、アパートは部屋数で数えることが可能です。 ➤ なお、基本的な街区の単位は資料でお示ししていますが、今後の実証実験等を進めていく中で、変更されることがありますのでご承知おきください。
『街区の考え方』 ⑧ 越後線は公道とみなさないのか？	➤ JR越後線は公道には含みません。
『街区の考え方』 ⑨ 私道で街区を区切ることは考えないのか？	➤ まずは市が管理する道路に集水管を入れることを前提に、街区の単位を公道で区切っていますが、今後、地域の意向調査や設計を進めていくうえで、私道の活用も検討していきたいと思っております。
『街区の考え方』 ⑩ 対策検討範囲内に排水路があるが、排水路と公道で囲まれたところで1街区という捉え方もできるのか？	➤ 鋼矢板や集水管といった施設を設置できるかどうかの判断にもよりますが、技術的検討はこれからであり、工事が実施できるような方向で考えていきます。
『実証実験』 ⑪ 実証実験はどのくらいの範囲で実施する予定か？	➤ 公園や学校など、一定程度の広さを有する公共施設の中で実施することになる予定です。 ➤ 地下水位の低下状況や地盤への影響を確認するもので、期間としては1年程度を想定しています。
『実証実験』 ⑫ 実証実験をするなら、マイクロバブルもやってみてはどうか。	➤ 有識者等による検討会議を踏まえ、地下水位低下工法を採用することを決定したため、実証実験は地下水位低下工法にて実施します。

『実証実験』 ⑬ 実証実験で不同沈下が見られた場合は？	➤ 地下水位低下工法での液状化対策は難しいという判断になります。
『工事スケジュール』 ⑭ 工事の施工や完成、供用開始はいつ頃を想定しているのか？	➤ 最も早いスケジュールを想定した場合、令和 7 年度から 8 年度に意向確認、実証実験、概略設計を実施し、その後速やかに同意確認が得られた場合、令和 9 年度に工事着手し、令和 10 年度中の供用開始を目指します。
『工事の施工方法』 ⑮ 集水管の間隔はどれくらいを考えているのか？公道が少ないエリアでは効果が出ないなど、対策工事ができない可能性もあるのか？	➤ これから詳細な検討・設計をしていくことになりますが、公道だけでは地下水が下げられないという場合は、私道の活用も検討していきたいと思います。
『工事の施工方法』 ⑯ 既存のポンプ場などの施設は活用しないのか？	➤ 実証実験や設計を進め、地下水の排出量を算定したうえで、既存ポンプ場の活用も含めて検討していく予定です。
『工事の施工方法』 ⑰ 矢板を打設するときに、各家庭のガス管や水道管の引き込みはどのように回避するのか？	➤ 引き込み管は一時的に動かし、矢板打設後に復旧する予定です。
『工事の施工方法』 ⑱ 地下水位を下げた状態をキープするのはどうするのか？	➤ 集水管で集めた地下水をポンプでくみ上げ、排水し続けることで、地下水位を下げた状態を維持していきます。 ➤ なお、地下水がどれだけ下がっているか、常時観測を行っていきます。
『工事の施工方法』 ⑲ 取水規制を上回る水量になると思うが、条例に反する方針になってしまうのでは？	➤ 取水規制の対象は、地表面下 20m よりも深い位置から取水をする場合となっており、地表面から 20m よりも浅い位置で取水する今回の施設は、取水制限の対象外となります。
『工事によるデメリット』 ⑳ 地下水を抜くことで、地盤沈下が起こる可能性は？ ㉑ 不同沈下ではなく均一に沈下する根拠は？	➤ 地盤の専門家の意見やボーリング調査結果から、不同沈下ではなく全体が同程度下がるものと想定しています。 ➤ 地盤沈下が発生しても数 cm の範囲に収まるだろうという解析が出ていますが、想定以上に沈下しないかなど、今後の実証実験の中で確認をしていくことになります。
『工事によるデメリット』 ㉒ 地盤沈下により外構設備（ポーチや配管）に不具合が出た場合の補償は？	➤ 液状化対策施設を設置する際に生じた家屋被害等については、市の基準で算出した額で金銭補償することを考えています。 ➤ 想定外の地盤沈下が発生した場合などについては、別途協議をさせていただきたいと考えています。
『施設の維持管理』 ㉓ 停電した場合、ポンプの電源をどのように確保するのか？	➤ ポンプ施設の維持管理は市が責任をもって行っていきます。
『施設の維持管理』 ㉔ 地下に埋設する集水管が目詰まりしないような対策は？	➤ 定期的に高圧洗浄を行っていくことになります。
『道路等の復旧工事』 ㉕ 合意に至らなかった街区の場合、被災した道路や下水道の復旧工事はいつ行われるのか？	➤ 道路の復旧は街区単位の液状化対策とは別に復旧工事を実施しており、令和 8 年度完了を目指して工事を進めています。
『工事の費用対効果』 ㉖ 事業の費用対効果はどのくらいあるのか？	➤ 今回の能登半島地震と同程度の揺れの場合、液状化を抑制できると見込んでいます。 ➤ 想定を超える大きさの地震が発生した場合、液状化現象が発生する可能性はありますが、抑制効果はあると考えています。

4. その他

質問・要望	市の考え方
『個人での対策』 ① 液状化対策事業を希望しても地域がまとまらなかった場合は個人で宅地の液状化対策をするしかないが、工法、金額などを調査、アドバイスをする予定はあるか。その場合、補助する予定はあるか。	➤ 個人の液状化対策に対しては、当面の間は、新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業をご案内させていただくことになります。
『個人での対策』 ② 区役所で液状化対策の事で質問したら、杭を地中に埋めて家の基礎に繋がると補助金は出ないと言われたが、専門家からは基礎と杭を繋げないと意味がないと言われたが、どちらが正しいのか。	➤ 区役所で相談された際、補助金の対象外となると説明した理由は、「新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業」が、復旧を目的とした支援事業であるためです。 ➤ 当該事業は沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事を対象としたものであり、本格的な液状化対策は対象にしていないことからの回答だったものと思われます。 ➤ 専門家にご相談された内容は、本格的な液状化対策を行う場合の対応策の一つになるものと考えています。
『個人での対策』 ③ 30年のうちに個人で対策をとるのであれば、40億～400億を個人の対策に対する助成金に回してはどうか？	➤ 建物の耐震基準も大地震の都度、耐震診断の助成など制度も整ってきており、今後日本全体として議論の余地はあると考えられますが、現時点では国の制度を使って進めさせていただきたいと考えています。
『将来の災害を見据えた対応』 ④ 効果があるかわからない事業を行うくらいなら、災害に関する基金を作るなどして市全体として活用したほうがよいのでは。	➤ 今回の液状化対策事業は、国の補助事業を活用して実施するため、別の方法を選択する場合は別途財源を確保する必要があります。 ➤ 災害時対応に関する基金などについては、今後の参考としたいと考えています。
『将来の災害を見据えた対応』 ⑤ 地震や水害など様々な災害があるが、住民負担の有無を含めた災害時に被災者を支援するルールについて、事前に条例等を制定し、将来に備えることも大事ではないか。	➤ 将来を見据え、必要性を含め議論を進めていきたいと考えています。
『資料の周知』 ⑥ 引っ越してくるときに不動産会社から地盤に関する危険性の説明がなかった。今後、市と不動産業界とで連携し、土地の危険性に関する周知の仕組みを検討してはどうか？	➤ 国土交通省が公表している液状化しやすさマップの周知方法を工夫していきたいと考えています。
『データの公開』 ⑦ 液状化検討のボーリングデータを市のホームページで公開すべきと考えるがどうか。	➤ ボーリングデータについては、個人の宅地も含まれているため、公表できるものは公表したいと考えています。